

## 議案第 3 号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条の2に規定する特別の勤務に従事する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

職員の休息時間を廃止するため、この条例を制定するものである。